

## 第 26 回 文化審議会著作権分科会における意見の概要

### 1. 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

- コンテンツの二次利用の円滑化を検討するに際しては、利用促進の観点と併せて権利保護の側面も重視し、権利者の意見も踏まえた丁寧な議論を行うべき。

### 2. 私的使用目的の複製の見直しについて

- ネットワーク化の進展により、その利便性を享受できる個人が同時に権利侵害の主体にもなる得る状況が生じており、社会システムの維持のためには情報の送り手だけでなく、受け手についても法律遵守の意識を浸透させなければならないため、私的使用目的の複製の見直しについては早急に検討を進めるべき。
- コンピュータプログラム（とりわけゲームソフトのようにダウンロードして完結して使えるようなもの）については音楽や映像等のコンテンツと異なり、一度ダウンロードして使い勝手が良いければその後ずっと使われてしまうという点で、経済的被害が極めて大きく、またWinnyによる侵害状況の報告によると、被害額がかなりの水準に達していることが伺える。したがって、私的使用目的の複製の見直しについては、特にコンピュータプログラムを中心に検討すべき。

### 3. リバース・エンジニアリングに係る法的課題について

- リバース・エンジニアリングに係る権利制限を検討する上では、相互運用性の確保目的でのリバース・エンジニアリングについて、競合プログラムを開発することとなる場合の扱いをどうするか、著作権法に産業政策的視点をどのように盛り込んでいくかが論点。

産業政策的視点を考慮する際には、先行開発者のインセンティブを確保するのか、後発のプログラムの開発を産業的に促進していこうとするのか、二通りの考え方があるが、私は開発目標とするプログラムと相互運用する別のプログラム（OSなど）の調査・解析による競合プログラムの開発は許容すべきだと思う。とにかく、リバース・エンジニアリングに係る権利制限については、出来る限り早急に権利制限を法制化する必要がある。

- プログラムの使用ライセンス契約の中にリバース・エンジニアリングを禁止する条項がある場合の扱いをどうするかが問題。禁止条項の有効性に疑義があるうちは、産業政策的視点でプログラムの開発を促進させることがうまくいかない場合も考えられるので、リバース・エンジニアリングに係る権利制限規定に強行法規性を認めるかどうかという点も含めて検討すべき。

#### 4. 研究開発における情報利用の円滑化について

- 公共の利益のために権利制限を認めるのであれば、特定の分野の研究については権利制限を認め、その他の分野については認めないというような取扱いをするのは妥当なのか。何が「情報解析分野」で何がそれ以外の分野なのかという区分けが明確に出来るのかが懸念される。そのため、研究開発全般について広く権利制限を認めるべきかどうかという観点から議論すべき。

#### 5. 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて（デジタル対応ワーキングチーム関係）

意見なし。

#### 6. その他の検討事項（権利制限の一般条項（日本版フェアユース））

- 科学技術の進歩に伴い、多様な著作物の利用形態が生じてくるが、その度に、個々に権利制限規定を設けるべきかどうかを検討するのは現状に合わなくなっている。権利制限については、広く一般的に、フェアユースのような考え方について議論すべき時期に来ているのではないか。
- フェアユースという言葉だけが独り歩きしている。アメリカでは過去の判例等の積み重ねの上で何がフェアであるのかということが固まってきたという事情があるが、そのような過去の積み重ねがないところにいきなり「フェアユース」を導入すると大変な混乱が生じることが懸念される。

現行の著作権法が障害になって利用が妨げられている部分もあると思うが、それを全てフェアユースで解決しようとするのではなく、何が問題になっているのか、利用者の側は何をしたいのかということを確認にした上で詳細な

検討を行うべき。

フェアユースという言葉が独り歩きしないよう、知的財産戦略本部での検討を見守るのではなく、むしろ積極的に、現行著作権法上の課題について、著作権分科会の方で検討を先取りして進めるべき。

- フェアユースという概念を導入するということは、やってはいいこととやってはいけないことの境界をあらかじめ法律や行政が決めるのではなく、個々のケースに応じて裁判で決めるということで、ある意味では日本人の裁判に対する考え方に変革を迫るもの。初めからフェアユースでどこまでの利用が認められるのかということをはっきりさせるのは難しい。条文で要件を可能な限り絞り込むことは必要だが、フェアユースとは最終的な判断を裁判所に委ねる規定である。
- 判例のない日本では混乱が生じるという批判があるが、アメリカでも始めから判例があったわけではない。
- 日本では昔から裁判ではなく、なるべく話し合いによる解決を図ってきたし、それが日本人の国民性にも合致している。新しい時代を向かえ、アメリカのシステムを参考にできる限り制度の改善を行っていくべきだとは思いますが、一定のガイドラインを設けていくということをせずに、いきなりフェアユースを導入すると社会に混乱が生じる。まずは、官が積極的に働きかけ、現行の著作権制度につき、理解を促すような努力が必要。
- 現行著作権法の権利制限規定には、誰もが認めてもいいと考えているような利用についても取り込まれていない部分が沢山あり、そういった利用行為を救うためにフェアユース的な規定を設けざるを得ないところまできている。
- フェアユース規定を導入するということは、適法・違法の判断を利用者に任せ、解決は裁判に頼らざるを得なくなるという点で、著作権法だけに留まる問題ではなく、国民の法意識全般に影響を及ぼす可能性がある重大な問題である。また、欧米に比べ訴訟の少ない日本においては、フェアユースを口実にしてアンフェアなビジネスが行われる危険性があるが、そのようなことにならないよう注意しなければならない。
- フェアユースの導入するに当たっては司法制度、国民意識、アンフェアであると判断されたときのペナルティまで含めて考察しないと、仮に導入した

としても社会的に機能しない。導入は必要だと思うが、導入による弊害をなるべく除去するよう検討すべき。

現在、法曹人口、専門家は増加傾向にあるが、欧米に比べ非常に訴訟の少ない日本において、フェアユースのような規定が十分な機能を発揮するかどうか、今しばらく見守る必要がある。

- フェアかどうかの判断を全て裁判に委ねるしかないという社会になってしまう危険性を回避する意味でも、今回検討の対象となっている5つの事項も含めフェアユース以外の権利制限規定について議論する際には、権利者の利益を害しないかどうか、フェアであるかどうか、なぜ権利制限規定が認められるのか、当該権利制限規定を巡って利用者と権利者との間で争いが起こった場合に、どのように処理していくのかということまで含めて、何がフェアであるかの判断基準をはっきりさせることを視野にいれて検討すべき。
- フェアユースを導入するということは日本の裁判制度に対して非常に大きな方向転換を迫るものである。フェアユースで対処すべき問題、フェアユースで対処できる問題が多数あることは事実だが、全てを当事者の裁判による解決に委ねるという制度の是非について、長期的なビジョンをもって慎重に議論すべき。

## **7. その他（障害者福祉関係）**

- そのままの形では世の中に存在しているコンテンツを読むことも聞くこともできない障害者の問題については、憲法上認められた「知る権利」「学習権」が十分に保障されていないという重大な問題であり、今般、日本が障害者権利条約の批准に向けた作業を進めていることもあり、著作権法における具体的な立法措置が個別の権利制限規定であろうとフェアユース規定であろうと、早急に検討を進めていく必要がある。また、近年、加齢による後天的な障害の発生も増加しており、障害者福祉については特別な方たちだけの問題ではないという意識を持つことが重要。